

資金決済に関する法律施行令等の一部改正等のお知らせ

本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
資金決済に関する法律施行令	「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、金融サービス仲介業に係る制度を整備するための改正	令和3年11月1日 ※ 第6版発行前の改正ですが、編集の都合上、反映が間に合わなかったものです。
資金移動業に関する内閣府令 金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14資金移動業者関係	個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の改正に伴う、個人である顧客に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生するおそれがある事態が生じた場合の当局への報告を義務付けるための改正等	令和4年4月1日
資金移動業履行保証金規則	供託規則の一部を改正する省令(令和4年法務省令第28号)と同様の対応をするための改正	令和4年9月1日

これらにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
171	資金決済に関する法律施行令	<p>(資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者)</p> <p>第十三条 法第四十条第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 法人が金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十八条第一項(第三号から第五号までを除く。)の規定により同法第十二条の登録(同法第</p>	<p>(資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者)</p> <p>第十三条 法第四十条第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(新設)</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
172		<p><u>十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。第十五号並びに第二十一条第十一号及び第十五号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。第二十七号並びに第二十一条第十一号及び第二十七号において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者</u></p> <p><u>十二</u> 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、<u>株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律</u>に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可、<u>認可若しくは登録</u>と同種類の免許、許可、<u>認可若しくは登録</u>（当該免許、許可、<u>認可若しくは登録</u>に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、<u>認可若しくは登録</u>の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消の日（解散命令の場合にあつては当該解散命令がなされた日とし、更新の拒否の場合にあつては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p><u>十三～十四</u> （略） （削除）</p>	<p><u>十一</u> 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法<u>又は株式会社商工組合中央金庫法</u>に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可<u>若しくは認可</u>と同種類の免許、許可<u>若しくは認可</u>（当該免許、許可<u>若しくは認可</u>に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可<u>若しくは認可</u>の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消の日（解散命令の場合にあつては当該解散命令がなされた日とし、更新の拒否の場合にあつては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p><u>十二～十三</u> （略）</p> <p><u>十四</u> <u>銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同法第五十二条の九第一項若しくはは</u></p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
173		<p><u>十五 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者</u></p> <p><u>十六 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者</u></p> <p><u>十七～二十六 （略）</u></p> <p><u>二十七 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者</u></p> <p><u>二十八 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、</u></p>	<p><u>第二項ただし書若しくは同法第五十二条の三十六第一項と同種類の認可若しくは許可を取り消され、又は当該認可若しくは許可の更新を拒否された場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>十五～二十四 （略）</u> (新設)</p> <p><u>二十五 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、</u></p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
180		<p>農林中央金庫法、<u>株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律</u>に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者</p> <p>(名称の使用制限の適用除外)</p> <p>第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 <u>金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</u></p> <p>十三～十四 (略)</p>	<p>農林中央金庫法<u>又は株式会社商工組合中央金庫法</u>に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者</p> <p>(名称の使用制限の適用除外)</p> <p>第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二～十三 (略)</p>
198		<p>(<u>個人利用者情報の漏えい等の報告</u>)</p> <p>第二十五条の二 <u>資金移動業者は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
238	資金移動業 履行保証金規則	<p>(履行保証金の保管替え等)</p> <p>第三条 1～2 (略)</p> <p>3 資金移動業者は、前項の規定による供託をしたときは、</p>	<p>(履行保証金の保管替え等)</p> <p>第三条 1～2 (略)</p> <p>3 資金移動業者は、前項の規定による供託をしたときは、</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
257	事務ガイドライン	<p>所在地変更前の本店の最寄りの供託所に供託した履行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、本店の所在地の変更の事実を<u>証する登記事項証明書</u>及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。</p> <p>(以下略)</p> <p>II-2-2-3 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>利用者に関する情報については、内閣府令第 24 条から第 26 条までの規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び<u>同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）</u>（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、資金移動業者の監督に当たっては、例えば、</p>	<p>所在地変更前の本店の最寄りの供託所に供託した履行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、本店の所在地の変更の事実を<u>証する書面</u>及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。</p> <p>(以下略)</p> <p>II-2-2-3 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>利用者に関する情報については、内閣府令第 24 条から第 26 条までの規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び<u>同ガイドライン（匿名加工情報編）</u>（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、資金移動業者の監督に当たっては、例え</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
258		<p>以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅱ-2-2-3-1 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第12条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p>	<p>ば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅱ-2-2-3-1 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第11条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p>
303	<p>事務ガイドライン 別紙1 立入検査の基本的 手続</p>	<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 情報管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 立入検査等情報管理上の留意点</p> <p>検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p>	<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 情報管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 立入検査等情報管理上の留意点</p> <p>検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p>